令和5年度　水質検査計画書

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障する為に不可欠であり水道水の水質管理において中核をなすものです。
水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保する為に水質検査項目等を定めたものです。

太田輪浄水場

浅　川　町

目　　次

1　水道事業の概要 …… P.1

2　水源の状況ならびに原水及び浄水の水質状況 …… P.3

3　水質検査計画

（1）水質検査の基本方針 …… P.4

（2）検査項目及び採水予定表 …… P.4

東大畑浄水場系 …… P.6

太田輪浄水場系 …… P.7

行人坊浄水場系 …… P.8

（3）採水地点 …… P.9

（4）臨時の水質検査 …… P.11

（5）水質検査方法 …… P.11

（6）水質検査を委託する当該内容 …… P.13

4　水質検査計画及び結果の公表 …… P.13

5　水質事故への対応 …… P.13

6　お客様の声と水質検査 …… P.14

7　検査回数及びその理由 …… P.15

１　水道事業の概要

浅川町は、簡易水道の創設により水道の普及に努めてまいりました。しかしながら、安定した水源の確保、安定した給水を行っていくために、平成１９年３月に簡易水道事業を統合し、統合した施設を有機的に活用しながら取水、送水、配水設備の整備を行い、施設形態の一元化を図りながら、上水道事業として水道の普及に努めています。なお、福島第一原子力発電所からの放射能漏洩に関しての水道水のモニタリング調査は、定量下限値を１Ｂｑ/Ｌとし、県による調査を実施していきます。

上水道事業創設認可（平成19年３月１日県知事認可・福島県指令健第7687号）

浅川町上水道	
計画給水人口	７，０００人　（平成28年度）
計画一日最大給水量	２，０００㎥/日　（平成19年度策定）
浄水方法	凝集沈殿・急速ろ過方式

浄水施設の概要

	東大畑浄水場系	太田輪浄水場系	行人坊浄水場系
原　水	深井戸（２か所）	深井戸（３か所）	深井戸（１か所）
浄水施設	前処理設備・薬注設備・急速ろ過		
使用薬品	ＰＡＣ･次亜塩素	ＰＡＣ・次亜塩素 希硫酸	ＰＡＣ・次亜塩素
配水池	城山配水池 大草配水池	太田輪配水池 福貴作配水池	山白石配水池 山白石第二配水池

浅川町上水道

東大畑浄水場系

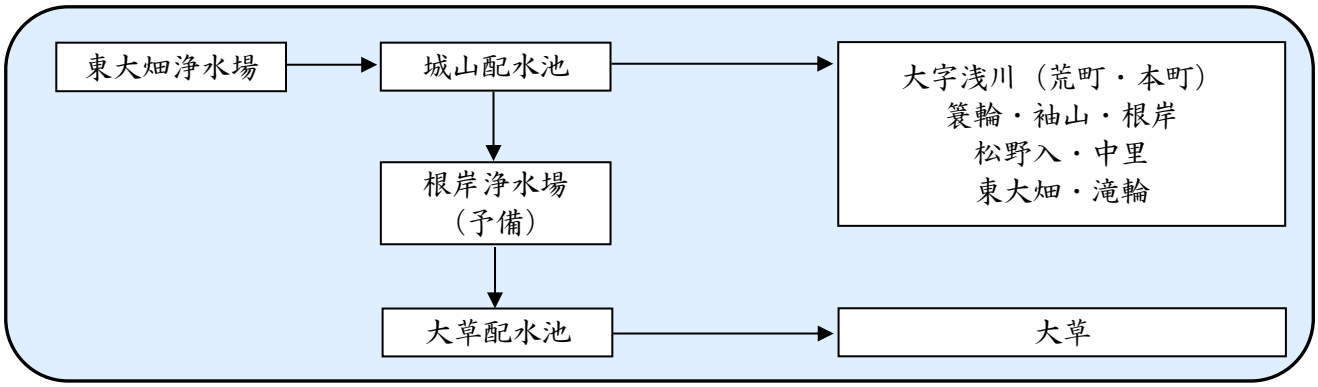

太田輪浄水場系

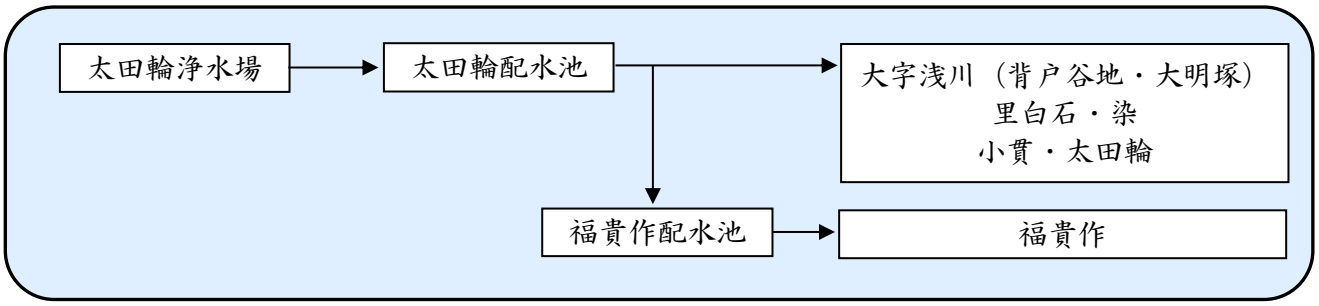

行人坊浄水場系

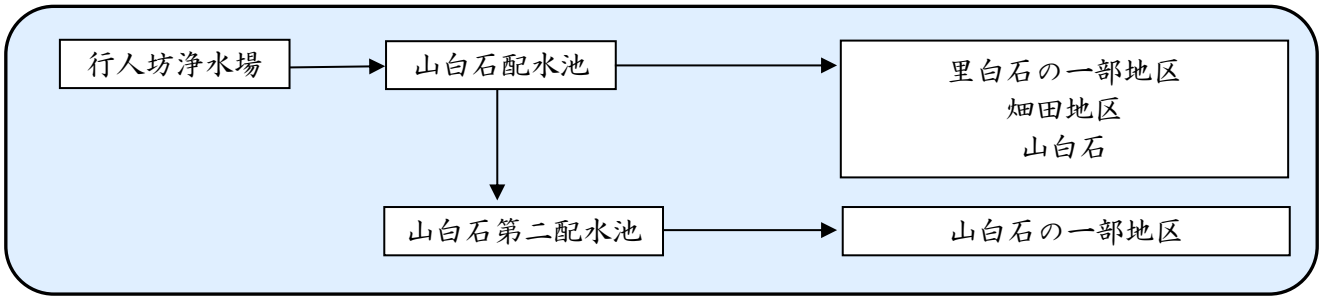

２　水源の状況ならびに原水及び浄水の水質状況

①　原水においての汚染要因

施設名	東大畑浄水場	太田輪浄水場	行人坊浄水場
汚染要因	周辺部には工場や汚染物質を排出する施設はなく、田畑が多く存在します。原水はどの水源も深井戸（95mから150m）であり、過去の検査結果からも地表（肥料等）の影響は少ないと考えられます。ただし地質が要因となる鉄・マンガンの検出が考えられます。		
水質管理上の優先項目	鉄・マンガン		
原水検査の結果状況	過去の検査結果より鉄・マンガンが多く検出されているので、前処理及び急速ろ過にて処理し除去しています。		

②　浄水場入口から給水栓までにおいての汚染要因

施設名	東大畑浄水場	太田輪浄水場	行人坊浄水場
使用薬品、資機材の使用状況	前処理に使用しているPAC及び次亜塩素滅菌処理剤としての次亜塩素、PHの調整剤としての希硫酸（太田輪浄水場系のみ）		
汚染要因	ＰＡＣ使用によるアルミニウム、次亜塩素使用による消毒副生成物		
水質管理上の優先項目	アルミニウム・消毒副生成物		

今後も安全な水の供給に努めるため、東大畑浄水場系においてマンガン、太田輪浄水場系についてはアルミニウムの検査を毎月実施していきます。

３　水質検査計画

（１）水質検査の基本方針

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり水道水の水質管理において中核をなすものです。水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために水質検査項目等を定めたものです。

建設水道課では、水源となる原水の特徴をふまえ、水質管理の項目を留意し安全でおいしい水を供給することを目的として水質検査計画を策定しました。

① 検査地点は、浄水は水質基準が適用される各浄水系統の末端給水栓、原水は現在使用の各水源井戸(６か所)とします。

② 検査項目は、水道法で検査が義務付けされている水質検査基準項目において過去の検査結果及び水源の汚染の状況等を考慮し、検査頻度の減または省略可能項目についての検討を行います。ただし、水道水の安全性を確認するため１年に１回は全項目(５１項目）検査を行います。

③ 原水の検査として、消毒副生成物及び味を除いた３９項目と指標菌検査を年１回行います。

④ 測定結果は評価のうえ、「浅川町役場ホームページ」上で公表します。

（２）検査項目及び採水予定表

毎日検査

１日１回、各浄水系統の末端給水栓において色・濁り・残留塩素の検査を行います。

毎月検査

1か月に１回、各浄水系統末端の給水栓において水質変化の指標となる項目について水質検査を行います。さらに夏期（７～９月）には、臭気原因物質のｼﾞｪｵｽﾐﾝ、２-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙの２項目を付加して検査を行います。

また、東大畑浄水場系・太田輪浄水場系においてマンガン・アルミニウムの検出値は安定してきましたが、更に安全を期すため東大畑浄水場系において「マンガン及びその化合物」、太田輪浄水場系において「アルミニウム及びその化合物」を毎月検査します。

水質基準項目検査

３か月に１回、各浄水系統末端の末端給水栓において、除鉄・除マンガンが効果的に行われているか調査するために、省略不可能項目（２１項目）に「アルミニウム及びその化合物」・「鉄及びその化合物」・「マンガン及びその化合物」・「蒸発残留物」を加えた２５項目の検査を行います。また、太田輪浄水場系におきましては、「ナトリウム及びその化合物」、行人坊浄水場系におきましては、「カルシウム・マグネシウム等（硬度）」も加えた２６項目の検査を行います。

全項目検査

３か月に１回の基準項目検査のうち１回は全項目（５１項目）検査を行います。

原水の検査

夏季に消毒副生成物と味を除いた３９項目と指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌）の検査を行います。

任意の水質検査

検査項目	検査頻度	検査地点
マンガン及びその化合物	月１回	東大畑浄水場内
アルミニウム及びその化合物	月１回	太田輪浄水場内

原水

水源水質を確認するため、水源地において検査します。（８月実施）

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準３９項目 指標菌 （大腸菌数・嫌気性芽胞菌）	年１回	現在使用中の水源井戸

クリプトスポリジウム(耐塩素性病原微生物)等対策指針項目について

厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（平成19年3月30日健水発第0330005号）」の規定を基に検査を行います。

原水の種別と過去の指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌）の検出状況から、クリプトスポリジウムの汚染のおそれをリスクレベル（レベル1～4）で判定し、水質管理を行っていきます。検査回数等は上記規定をもとにしますが、各水源の周辺の状況及び過去のデータ等を勘案し、検査を行っていきます。

原水のリスクレベル判定と検査項目、頻度

水源の種別	リスクレベル	検査項目、頻度
深井戸	レベル１	指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌） 年１回

東大畑浄水場系　　城山配水池　大草配水池

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	大草配水池系末端給水栓 （大草字五斗蒔地内） 城山配水池系末端給水栓 （中里字舞台地内）
水質基準９項目+マンガン及びその化合物 （７～９月はカビ臭２項目追加）	月１回	大草配水池系末端給水栓 （大草字平田地内）
水質基準25項目	年３回	
水質基準51項目	年１回	

	項目名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物					●							
4	水銀及びその化合物					●							
5	セレン及びその化合物					●							
6	鉛及びその化合物					●							
7	ヒ素及びその化合物					●							
8	六価クロム化合物					●							
9	亜硝酸態窒素					●							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●			●			●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					●							
12	フッ素及びその化合物					●							
13	ホウ素及びその化合物					●							
14	四塩化炭素					●							
15	１，４－ジオキサン					●							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン					●							
17	ジクロロエタン					●							
18	テトラクロロエチレン					●							
19	トリクロロエチレン					●							
20	ベンゼン					●							
21	塩素酸		●			●			●			●	
22	クロロ酢酸		●			●			●			●	
23	クロロホルム		●			●			●			●	
24	ジクロロ酢酸		●			●			●			●	
25	ジブロモクロロメタン		●			●			●			●	
26	臭素酸		●			●			●			●	
27	総トリハロメタン		●			●			●			●	
28	トリクロロ酢酸		●			●			●			●	
29	ブロモジクロロメタン		●			●			●			●	
30	ブロモホルム		●			●			●			●	
31	ホルムアルデヒド		●			●			●			●	
32	亜鉛及びその化合物					●							
33	アルミニウム及びその化合物		●			●			●			●	
34	鉄及びその化合物		●			●			●			●	
35	銅及びその化合物					●							
36	ナトリウム及びその化合物					●							
37	マンガン及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					●							
40	蒸発残留物		●			●			●			●	
41	陰イオン界面活性剤					●							
42	ジェオスミン				●	●	●						
43	２－メチルイソボルネオール				●	●	●						
44	非イオン界面活性剤					●							
45	フェノール類					●							
46	有機物（ＴＯＣ）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
47	ＰＨ値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
原水	39項目					●							
	指標菌(大腸菌数・嫌気性芽胞菌)					●							

省略不可９項目
消毒副生成物
カビ臭

太田輪浄水場系　　太田輪配水池　福貴作配水池

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	福貴作配水池系末端給水栓 （福貴作字六斗蒔地内）
水質基準９項目＋アルミニウム及びその化合物 （７～９月はカビ臭２項目追加）	月１回	福貴作配水池系末端給水栓 （福貴作字東竹地内）
水質基準26項目	年３回	
水質基準51項目	年１回	

	項目名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物					●							
4	水銀及びその化合物					●							
5	セレン及びその化合物					●							
6	鉛及びその化合物					●							
7	ヒ素及びその化合物					●							
8	六価クロム化合物					●							
9	亜硝酸態窒素					●							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●			●			●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					●							
12	フッ素及びその化合物					●							
13	ホウ素及びその化合物					●							
14	四塩化炭素					●							
15	１，４－ジオキサン					●							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン					●							
17	ジクロロエタン					●							
18	テトラクロロエチレン					●							
19	トリクロロエチレン					●							
20	ベンゼン					●							
21	塩素酸		●			●			●			●	
22	クロロ酢酸		●			●			●			●	
23	クロロホルム		●			●			●			●	
24	ジクロロ酢酸		●			●			●			●	
25	ジブロモクロロメタン		●			●			●			●	
26	臭素酸		●			●			●			●	
27	総トリハロメタン		●			●			●			●	
28	トリクロロ酢酸		●			●			●			●	
29	ブロモジクロロメタン		●			●			●			●	
30	ブロモホルム		●			●			●			●	
31	ホルムアルデヒド		●			●			●			●	
32	亜鉛及びその化合物					●							
33	アルミニウム及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
34	鉄及びその化合物		●			●			●			●	
35	銅及びその化合物					●							
36	ナトリウム及びその化合物		●			●			●			●	
37	マンガン及びその化合物		●			●			●			●	
38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					●							
40	蒸発残留物		●			●			●			●	
41	陰イオン界面活性剤					●							
42	ジェオスミン				●	●	●						
43	２－メチルイソボルネオール				●	●	●						
44	非イオン界面活性剤					●							
45	フェノール類					●							
46	有機物（ＴＯＣ）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
47	ＰＨ値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
原水	39項目					●							
	指標菌(大腸菌数・嫌気性芽胞菌)					●							

省略不可９項目
消毒副生成物
カビ臭

行人坊浄水場系　　山白石配水池　山白石第二配水池

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	山白石配水池系末端給水栓 （山白石字曲屋地内）
水質基準９項目 （７～９月はカビ臭２項目追加）	月１回	山白石配水池系末端給水栓 （里白石字小野久保地内）
水質基準26項目	年３回	
水質基準51項目	年１回	

	項目名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物					●							
4	水銀及びその化合物					●							
5	セレン及びその化合物					●							
6	鉛及びその化合物					●							
7	ヒ素及びその化合物					●							
8	六価クロム化合物					●							
9	亜硝酸態窒素					●							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●			●			●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					●							
12	フッ素及びその化合物					●							
13	ホウ素及びその化合物					●							
14	四塩化炭素					●							
15	１，４－ジオキサン					●							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン					●							
17	ジクロロエタン					●							
18	テトラクロロエチレン					●							
19	トリクロロエチレン					●							
20	ベンゼン					●							
21	塩素酸		●			●			●			●	
22	クロロ酢酸		●			●			●			●	
23	クロロホルム		●			●			●			●	
24	ジクロロ酢酸		●			●			●			●	
25	ジブロモクロロメタン		●			●			●			●	
26	臭素酸		●			●			●			●	
27	総トリハロメタン		●			●			●			●	
28	トリクロロ酢酸		●			●			●			●	
29	ブロモジクロロメタン		●			●			●			●	
30	ブロモホルム		●			●			●			●	
31	ホルムアルデヒド		●			●			●			●	
32	亜鉛及びその化合物					●							
33	アルミニウム及びその化合物		●			●			●			●	
34	鉄及びその化合物		●			●			●			●	
35	銅及びその化合物					●							
36	ナトリウム及びその化合物					●							
37	マンガン及びその化合物		●			●			●			●	
38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		●			●			●			●	
40	蒸発残留物		●			●			●			●	
41	陰イオン界面活性剤					●							
42	ジェオスミン				●	●	●						
43	２－メチルイソボルネオール				●	●	●						
44	非イオン界面活性剤					●							
45	フェノール類					●							
46	有機物（ＴＯＣ）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
47	ＰＨ値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
原水	39項目					●							
	指標菌(大腸菌数・嫌気性芽胞菌)					●							

省略不可９項目
消毒副生成物
カビ臭

（３）採水地点

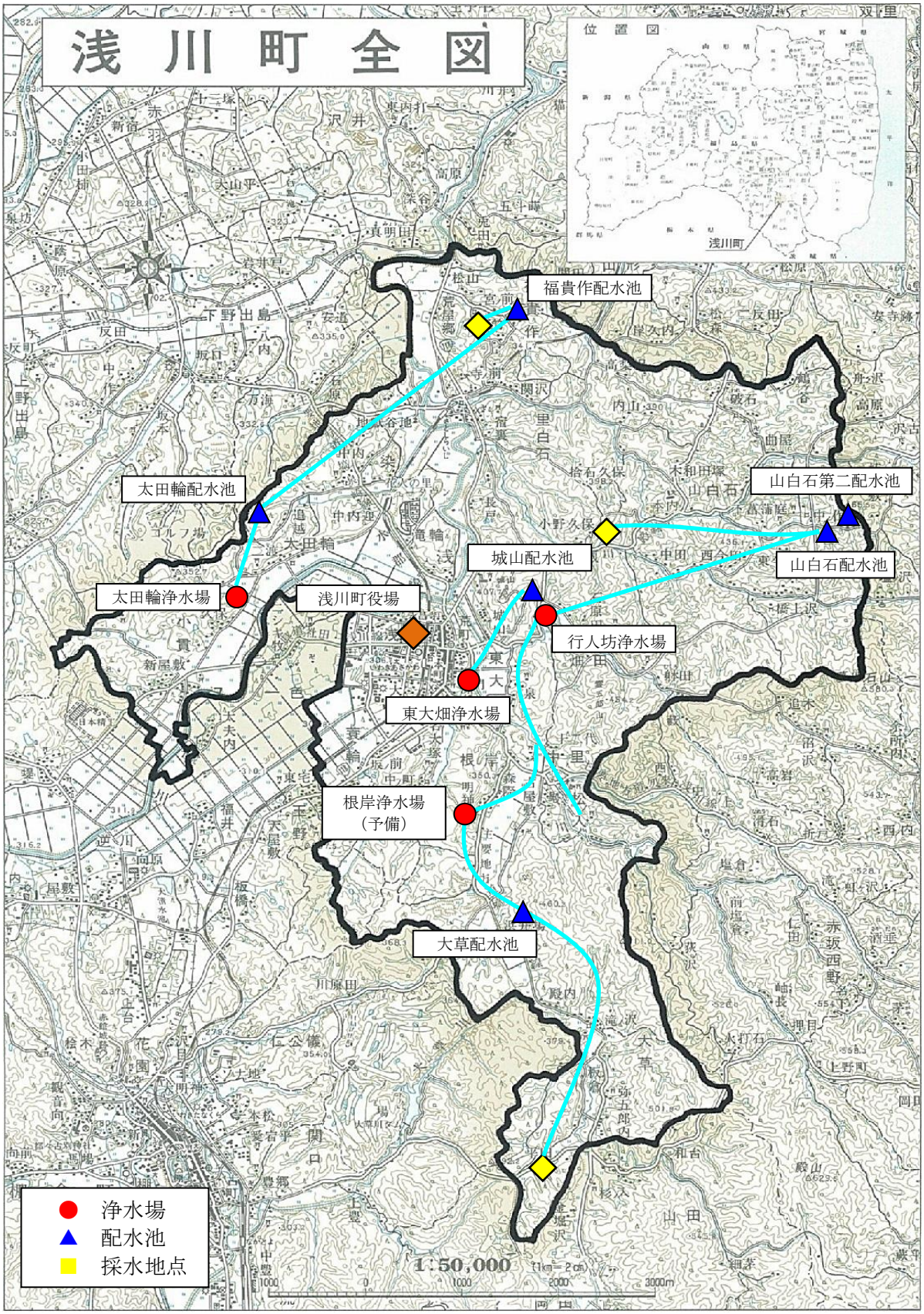
浅川町全図
位置図
浅川町
福貴作配水池
太田輪配水池
山白石第二配水池
山白石配水池
城山配水池
太田輪浄水場
浅川町役場
行人坊浄水場
東大畑浄水場
根岸浄水場
（予備）
大草配水池
浄水場
配水池
採水地点
1:50,000

	東大畑浄水場 大草配水池系	太田輪浄水場 福貴作配水池系	行人坊浄水場 山白石配水池系	東大畑浄水場	太田輪浄水場	その他
日程	大草字平田地内	福貴作字東竹地内	里白石字小野久保地内	東大畑 浄水場内	太田輪 浄水場内	
4月	９項目+Mn	９項目＋Ａｌ	９項目	マンガン	アルミニウム	保菌検査
5月	21項目+Al+Mn+Fe +蒸発残留物	21項目+Al+Mn+Fe +蒸発残留物 +ナトリウム	21項目+Al+Mn+Fe +蒸発残留物 +ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等	マンガン	アルミニウム	
6月	９項目+Mn	９項目＋Ａｌ	９項目	マンガン	アルミニウム	
7月	９項目＋Mn ＋ｼﾞｪｵｽﾐﾝ ＋2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	９項目＋Ａｌ ＋ｼﾞｪｵｽﾐﾝ ＋2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	９項目 ＋ｼﾞｪｵｽﾐﾝ ＋2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	マンガン	アルミニウム	
8月	５１項目	５１項目	５１項目	マンガン	アルミニウム	原水 39項目 指標菌 6検体
9月	９項目＋Mn ＋ｼﾞｪｵｽﾐﾝ ＋2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	９項目＋Ａｌ ＋ｼﾞｪｵｽﾐﾝ ＋2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	９項目 ＋ｼﾞｪｵｽﾐﾝ ＋2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	マンガン	アルミニウム	
10月	９項目+Mn	９項目＋Ａｌ	９項目	マンガン	アルミニウム	保菌検査
11月	21項目+Al+Mn+Fe +蒸発残留物	21項目+Al+Mn+Fe +蒸発残留物 +ナトリウム	21項目+Al+Mn+Fe +蒸発残留物 +ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等	マンガン	アルミニウム	
12月	９項目+Mn	９項目＋Ａｌ	９項目	マンガン	アルミニウム	
1月	９項目+Mn	９項目＋Ａｌ	９項目	マンガン	アルミニウム	
2月	21項目+Al+Mn+Fe +蒸発残留物	21項目+Al+Mn+Fe +蒸発残留物 +ナトリウム	21項目+Al+Mn+Fe +蒸発残留物 +ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等	マンガン	アルミニウム	
3月	９項目+Mn	９項目＋Ａｌ	９項目	マンガン	アルミニウム	

（4）臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

①原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。

②臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。

③その他必要があると認められる場合。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

（5）水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づく、告示された方法により行います。

No.	水質検査項目	検査方法	基準値	試験開始までの時間	定量下限値
1	一般細菌	標準寒天培地法	１００個／ｍｌ以下	12時間以内	0
2	大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと	12時間以内	－
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	０．００３以下	2週間以内	0.0003
4	水銀及びその化合物	還元気化―原子吸光光度法	０．０００５以下	2週間以内	0.00005
5	セレン及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	０．０１以下	2週間以内	0.001
6	鉛及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	０．０１以下	2週間以内	0.001
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	０．０１以下	2週間以内	0.001
8	六価クロム化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	０．０２以下	2週間以内	0.002
9	亜硝酸態窒素	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	０．０４以下	24時間以内	0.004
10	シアン化合イオン及び塩化シアン	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法	０．０１以下	24時間以内	0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	１０以下	24時間以内	0.02
12	フッ素及びその化合物	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	０．８以下	24時間以内	0.08
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	１．０以下	2週間以内	0.1
14	四塩化炭素	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．００２以下	24時間以内	0.0002
15	1,4-ジオキサン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０５以下	24時間以内	0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０４以下	24時間以内	0.004
17	ジクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０２以下	24時間以内	0.002
18	テトラクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０１以下	24時間以内	0.001
19	トリクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０１以下	24時間以内	0.001
20	ベンゼン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０１以下	24時間以内	0.001
21	塩素酸	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	０．６以下	2週間以内（10.12.37と同時の場合24時間以内）	0.06
22	クロロ酢酸	液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０２以下	72時間以内	0.002
23	クロロホルム	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０６以下	24時間以内	0.001
24	ジクロロ酢酸	液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０３以下	72時間以内	0.003
25	ジブロモクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．１以下	24時間以内	0.001
26	臭素酸	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法	０．０１以下	2週間以内	0.001
27	総トリハロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．１以下	（計算による）	0.001
28	トリクロロ酢酸	液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０３以下	72時間以内	0.003
29	ブロモジクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０３以下	24時間以内	0.001
30	ブロモホルム	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．０９以下	24時間以内	0.001
31	ホルムアルデヒト	誘導体化-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ	０．０８以下	72時間以内	0.008
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	１．０以下	2週間以内	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	０．２以下	2週間以内	0.02

34	鉄及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	０．３以下	2週間以内	0.03
35	銅及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	１．０以下	2週間以内	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陽ｲｵﾝ類）	２００以下	2週間以内	0.1
37	マンガン及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	０．０５以下	2週間以内	0.005
38	塩化物イオン	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	２００以下	24時間以内	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	３００以下	2週間以内	1
40	蒸発残留物	重量法	５００以下	2週間以内	20
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ	０．２以下	72時間以内	0.02
42	ジェオスミン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．００００１以下	72時間以内	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．００００１以下	72時間以内	0.000001
44	非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光光度法	０．０２以下	72時間以内	0.005
45	フェノール類	溶媒抽出-誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	０．００５以下	72時間以内	0.0005
46	有機物（TOC）	全有機炭素計測定法	3以下	72時間以内	0.3
47	PH値	ガラス電極法	５．８～８．６	12時間以内	－
48	味	官能法	異常でないこと	12時間以内	－
49	臭気	官能法	異常でないこと	12時間以内	－
50	色度	透過光測定法	５度以下	12時間以内	1
51	濁度	透過光測定法	２度以下	12時間以内	0.1

試料採取要領に基づき厚生労働省の登録された者が採取することとし、試料の運搬はクーラーボックスに入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬します。

（６）水質検査を委託する当該内容（水質検査の精度と信頼性保証）

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法２０条登録検査機関に委託します。

委託については、精度と信頼性を考慮し以下の理由により決定します。

① 水道水質検査においてその精度と信頼性の保証は、極めて重要でありＧＬＰの考え方を取り入れた体制を導入する必要がある。検査に関し、ＧＬＰの考え方を取り入れた信頼性保証システムとして、ＩＳＯ１７０２５やＩＳＯ９０００が定められており、飲料水検査においてＩＳＯ１７０２５の認定検査機関とする。

② 水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査において、全ての検査項目が自社分析できる検査機関とする。

③ 臨時（緊急時）の水質検査において、少なくとも３日以内で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とする。(全項目検査)

④ 検査される水質項目については、原則として基準値の１/１０までの測定値が得られ、かつ基準値の１/１０付近の分析値が正確であること。

⑤ 内部及び外部において精度管理を実施していること。

４　水質検査計画及び結果の公表

① 浄水の水質検査結果を基に水質の安全性を判定し、評価を行っていきます。

② 原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。

③ 水質検査計画の見直しについては、過去の検査結果等を考慮し毎年度末実施することとします。

④ 計画外項目に関しては、必要があると思われる場合に臨時の水質検査として取り入れることとします。

⑤ 水質検査計画及び結果は、「浅川町役場ホームページ」上で公表いたします。

５　水質事故への対応

常に水道水質の管理を万全なものにするために、福島県県中保健所などの関係機関との連携も必要です。建設水道課では、以下のような取り組みに努めます。

水源もしくは浄水処理過程において異常並びに事故（水道法に係る基準値内で水道水が給水できない恐れがある場合)が発生した場合については、次の手順で対応します。

１）当該施設の給水区域内の給水を直ちに停止。

２）関係住民への周知を図る。

３）福島県県中保健所に連絡し指示を仰ぐ。

４）検査機関に水質検査を依頼。

異常がなく水質基準を超えない安全な水の確認ができるまで水質検査を行い、異常がなくなった時点で関係住民に水道水の供給を再開いたします。

また、水道水を使用しているときにいつもと違う水が蛇口から流出した場合（着色している、異物が流出してきた、異常な味・臭いがする等）についても、異常を発見した時点で建設水道課までご連絡をいただき、直ちに原因を究明し、安全な水道水を供給します。

6　お客様の声と水質検査

安全でおいしい水を提供するために、建設水道課では水質検査計画と検査結果を公表し、これらの事項につきまして町民の皆様からご意見をいただき水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様からの声や、水質検査結果を次年度からの維持・管理に反映させていくため次の図のような流れで見直しを行いますので、皆様のご意見をいただければ幸いです。

浅川町　建設水道課
TEL　0247-36-1185

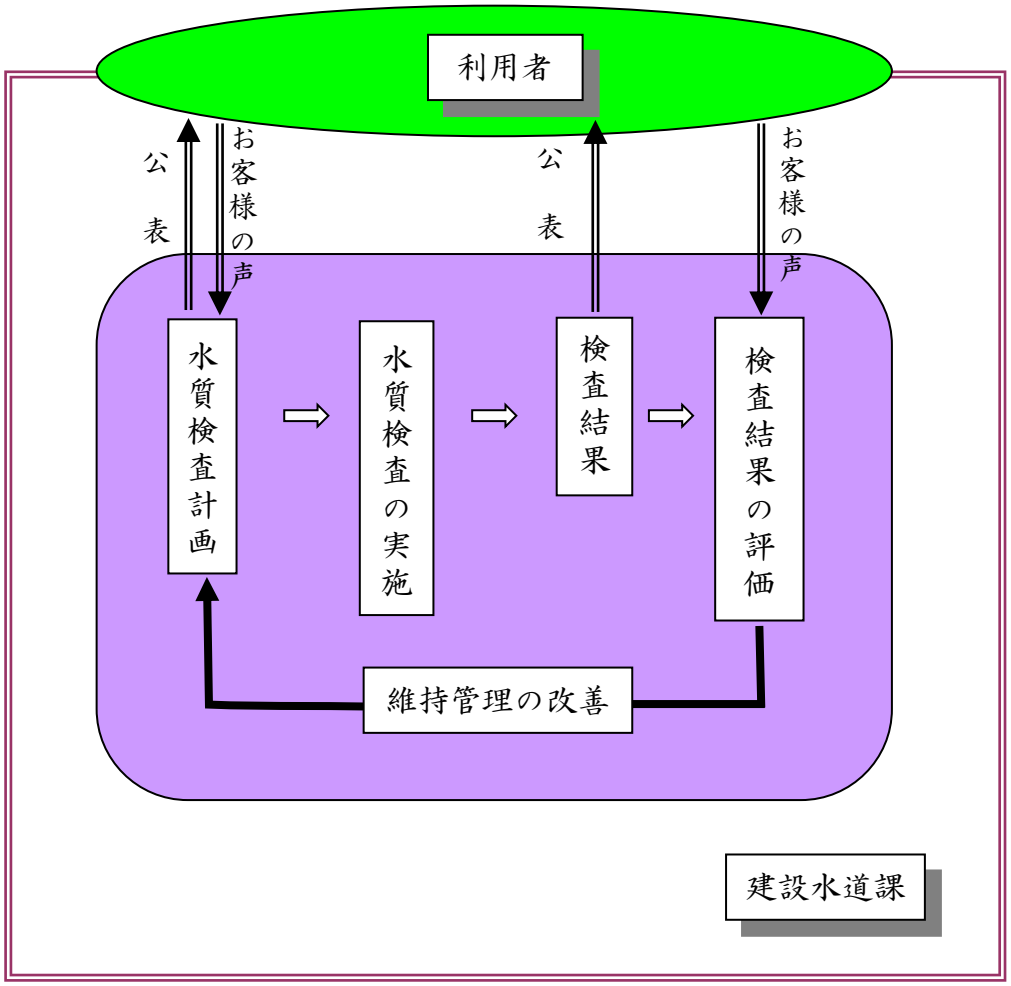

7　検査回数及びその理由

令和5年度　水質基準検査計画　　東大畑浄水場系

番号	項　目　名	基準値（mg／l）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	検査回数	設　定　理　由
1	一般細菌	100個／ml以下	0	0	0	12	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	12	
3	カドミウム及びその化合物	0．003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	1	※1
4	水銀及びその化合物	0．0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	1	
5	セレン及びその化合物	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
6	鉛及びその化合物	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.002	1	
7	ヒ素及びその化合物	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
8	六価クロム及びその化合物	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1	
9	亜硝酸態窒素	0．04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	※2
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1	※1
12	フッ素及びその化合物	0．8以下	0.08未満	0.08未満	0.08	1	
13	ホウ素及びその化合物	1．0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1	
14	四塩化炭素	0．002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	1	
15	1.4-ジオキサン	0．05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1	
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0．04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	1	
17	ジクロロメタン	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1	
18	テトラクロロエチレン	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
19	トリクロロエチレン	0．03以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
20	ベンゼン	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
21	塩素酸	0．6以下	0.31	0.3	0.38	4	消毒副生成物のため、浄水の検査においては、基本の検査頻度で実施する
22	クロロ酢酸	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	
23	クロロホルム	0．06以下	0.004	0.005	0.004	4	
24	ジクロロ酢酸	0．03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4	
25	ジブロモクロロメタン	0．1以下	0.005	0.005	0.005	4	
26	臭素酸	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	
27	総トリハロメタン	0．1以下	0.015	0.016	0.014	4	
28	トリクロロ酢酸	0．03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4	
29	ブロモジクロロメタン	0．03以下	0.006	0.006	0.005	4	
30	ブロモホルム	0．09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	
31	ホルムアルデヒド	0．08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	4	
32	亜鉛及びその化合物	1．0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1	※1
33	アルムニウム及びその化合物	0．2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
34	鉄及びその化合物	0．3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	4	
35	銅及びその化合物	1．0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1	※1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	34	36	36	1	
37	マンガン及びその化合物	0．05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	12	安全性確認の為、毎月検査を実施する
38	塩化物イオン	200以下	11	10	13	12	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	51	49	49	1	※1
40	蒸発残留物	500以下	220	230	210	4	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
41	陰イオン界面活性剤	0．2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1	※1
42	ジェオスミン	0．00002以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	3	
43	2-メチルイソボルネオール	0．00002以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	3	
44	非イオン界面活性剤	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1	
45	フェノール類	0．005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1	
46	TOC（有機物）	3以下	0.5	0.7	0.5	12	安全性及び性状確認のため、基本の検査頻度で実施する
47	PH値	5．8～8．6	異常なし	異常なし	異常なし	12	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	12	
50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12	
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12	
原水	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	0	0	0	1	クリプト対策指針　レベル1確認のため
	大腸菌数	検出されないこと	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1	

※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設備の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去３年間に水源の種別、取水地点又は上水方法を変更した場合を除く。）であって、過去３年間における当該事項についての検査結果が、基準値の５分の１以下であるときは、概ね１年に１回以上、１０分の１以下であるときは、概ね３年に１回以上とすることができるが、安全確認のため年１回は検査を実施する。

※2 消毒副生成物のため、浄水の検査においては、基本の検査頻度で実施する。

※3 安全性及び性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。

令和5年度　水質基準検査計画　　太田輪浄水場系

番号	項　目　名	基準値（mg／l）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	検査回数	設　定　理　由
1	一般細菌	100個／ml以下	71	0	0	12	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	12	
3	カドミウム及びその化合物	0．003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	1	※1
4	水銀及びその化合物	0．0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	1	
5	セレン及びその化合物	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
6	鉛及びその化合物	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
7	ヒ素及びその化合物	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
8	六価クロム及びその化合物	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1	
9	亜硝酸態窒素	0．04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	※2
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1	※1
12	フッ素及びその化合物	0．8以下	0.08未満	0.08未満	0.08	1	
13	ホウ素及びその化合物	1．0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1	
14	四塩化炭素	0．002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	1	
15	1.4-ジオキサン	0．05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1	
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0．04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	1	
17	ジクロロメタン	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1	
18	テトラクロロエチレン	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
19	トリクロロエチレン	0．03以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
20	ベンゼン	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
21	塩素酸	0．6以下	0.16	0.13	0.12	4	消毒副生成物のため、浄水の検査においては、基本の検査頻度で実施する
22	クロロ酢酸	0．02以下	0.003未満	0.002未満	0.002未満	4	
23	クロロホルム	0．06以下	0.013	0.013	0.15	4	
24	ジクロロ酢酸	0．03以下	0.003未満	0.003未満	0.003	4	
25	ジブロモクロロメタン	0．1以下	0.001	0.001未満	0.001	4	
26	臭素酸	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	
27	総トリハロメタン	0．1以下	0.018	0.017	0.02	4	
28	トリクロロ酢酸	0．03以下	0.007	0.006	0.007	4	
29	ブロモジクロロメタン	0．03以下	0.004	0.004	0.004	4	
30	ブロモホルム	0．09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	
31	ホルムアルデヒド	0．08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	4	
32	亜鉛及びその化合物	1．0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1	※1
33	アルムニウム及びその化合物	0．2以下	0.04	0.05	0.05	12	安全性確認の為、毎月検査を実施する
34	鉄及びその化合物	0．3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	4	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
35	銅及びその化合物	1．0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1	※1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	59	59	57	4	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
37	マンガン及びその化合物	0．05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	
38	塩化物イオン	200以下	6.6	6.6	7.0	12	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	4.1	3.9	3.7	1	※1
40	蒸発残留物	500以下	240	250	220	4	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
41	陰イオン界面活性剤	0．2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1	※1
42	ジェオスミン	0．00002以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	3	
43	2-メチルイソボルネオール	0．00002以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	3	
44	非イオン界面活性剤	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1	
45	フェノール類	0．005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1	
46	TOC（有機物）	3以下	0.8	0.8	0.7	12	安全性及び性状確認のため、基本の検査頻度で実施する
47	PH値	5．8～8．6	異常なし	異常なし	異常なし	12	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	12	
50	色度	5度以下	0.5	0.6	0.6	12	
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12	
原水	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	0	0	0	1	クリプト対策指針　レベル1確認のため
	大腸菌数	検出されないこと	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1	

※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設備の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去３年間に水源の種別、取水地点又は上水方法を変更した場合を除く。）であって、過去３年間における当該事項についての検査結果が、基準値の５分の１以下であるときは、概ね１年に１回以上、１０分の１以下であるときは、概ね３年に１回以上とすることができるが、安全確認のため年１回は検査を実施する。

※2 消毒副生成物のため、浄水の検査においては、基本の検査頻度で実施する。

※3 安全性及び性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。

令和5年度　水質基準検査計画　　行人坊浄水場系

番号	項　目　名	基準値（mg／l）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	検査回数	設　定　理　由
1	一般細菌	100個／ml以下	0	0	0	12	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	12	
3	カドミウム及びその化合物	0．003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	1	※1
4	水銀及びその化合物	0．0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	1	
5	セレン及びその化合物	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
6	鉛及びその化合物	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
7	ヒ素及びその化合物	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
8	六価クロム及びその化合物	0．02以下	0.002未満	0.005未満	0.005未満	1	
9	亜硝酸態窒素	0．04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	※2
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1	※1
12	フッ素及びその化合物	0．8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	1	
13	ホウ素及びその化合物	1．0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1	
14	四塩化炭素	0．002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	1	
15	1.4-ジオキサン	0．05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1	
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0．04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	1	
17	ジクロロメタン	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1	
18	テトラクロロエチレン	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
19	トリクロロエチレン	0．03以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
20	ベンゼン	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1	
21	塩素酸	0．6以下	0.47	0.45	0.43	4	消毒副生成物のため、浄水の検査においては、基本の検査頻度で実施する
22	クロロ酢酸	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	
23	クロロホルム	0．06以下	0.021	0.015	0.019	4	
24	ジクロロ酢酸	0．03以下	0.006	0.003未満	0.003	4	
25	ジブロモクロロメタン	0．1以下	0.009	0.01	0.009	4	
26	臭素酸	0．01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	
27	総トリハロメタン	0．1以下	0.037	0.041	0.041	4	
28	トリクロロ酢酸	0．03以下	0.007	0.004	0.005	4	
29	ブロモジクロロメタン	0．03以下	0.011	0.014	0.013	4	
30	ブロモホルム	0．09以下	0.002	0.002	0.001未満	4	
31	ホルムアルデヒド	0．08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	4	
32	亜鉛及びその化合物	1．0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1	※1
33	アルムニウム及びその化合物	0．2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
34	鉄及びその化合物	0．3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	4	
35	銅及びその化合物	1．0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1	※1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	17	18	18	1	
37	マンガン及びその化合物	0．05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	安全性確認の為、基本の検査頻度で実施する
38	塩化物イオン	200以下	15	15	15	12	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	85	89	85	4	
40	蒸発残留物	500以下	220	200	200	4	
41	陰イオン界面活性剤	0．2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1	※1
42	ジェオスミン	0．00002以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	3	
43	2-メチルイソボルネオール	0．00002以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	3	
44	非イオン界面活性剤	0．02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1	
45	フェノール類	0．005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1	
46	TOC（有機物）	3以下	1.0	1.2	0.9	12	安全性及び性状確認のため、基本の検査頻度で実施する
47	PH値	5．8～8．6	異常なし	異常なし	異常なし	12	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	12	
50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12	
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12	
原水	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	0	0	0	1	クリプト対策指針　レベル1確認のため
	大腸菌数	検出されないこと	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1	

※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設備の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去３年間に水源の種別、取水地点又は上水方法を変更した場合を除く。）であって、過去３年間における当該事項についての検査結果が、基準値の５分の１以下であるときは、概ね１年に１回以上、１０分の１以下であるときは、概ね３年に１回以上とすることができるが、安全確認のため年１回は検査を実施する。

※2 消毒副生成物のため、浄水の検査においては、基本の検査頻度で実施する。

※3 安全性及び性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。